

第128回丹波市議会定例会

自 令和5年2月27日

至 令和5年3月29日

議案審議資料

(No. 1)

【目次】

①同意第1号～ (人権擁護委員の候補者の推薦)	… 1～8
同意第4号	
②同意第5号～ (丹波市農業委員会委員の任命)	… 9～11
同意第28号	
③議案第14号 (丹波市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例改正)	… 12～13
④議案第15号 (山垣辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画策定)	… 14～15
⑤議案第16号 (丹波市職員の給与に関する条例及び丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正)	… 16～19
⑥議案第17号 (権利の放棄)	… 20～21
⑦議案第18号 (丹波市営自転車等駐輪場条例改正)	… 22～24
⑧議案第19号 (丹波市国民健康保険税条例改正)	… 25～27
⑨議案第20号 (丹波市国民健康保険条例改正)	… 28～29
⑩議案第21号 (丹波市福祉医療費助成条例等改正)	… 30～32
⑪議案第22号 (丹波市交通安全基金条例廃止)	… 33
⑫議案第23号 (児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定)	… 34～39
⑬議案第24号 (懲戒権に関する規定の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定)	… 40～42
⑭議案第25号 (丹波市立農の学校に係る指定管理者の指定)	… 43～44
⑮議案第26号 (丹波市下水道条例改正)	… 45～46
⑯議案第27号 (丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例改正)	… 47～50

丹波市

人事案件は白ページにしています。
(P 1 ~ P 1 1)

議案第14号

丹波市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

中山定住促進住宅は、人口の増加及び地域の活性化並びに空き家の利活用を図ることを目的とし、平成29年に設置して以来、本市に定住を希望する者に貸し付け、一定の役割を果たしてきた。

しかしながら、社会的ニーズの変化や住宅設備の老朽化などにより、設置の目的を継続して果たすことが困難であることから、定住促進住宅としての用途を廃止するため、提案するものである。

2 改正の概要

別表1及び別表2の中山定住促進住宅を削る。

3 施行日

令和5年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成29年丹波市条例第1号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
○丹波市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例				○丹波市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例			
平成29年1月18日				平成29年1月18日			
条例第1号				条例第1号			
最終改正 令和2年3月10日条例第19号				最終改正 令和2年3月10日条例第19号			
別表1（第3条関係）				別表1（第3条関係）			
名称		位置		名称		位置	
応相寺定住促進住宅		丹波市青垣町中佐治361番地12		応相寺定住促進住宅		丹波市青垣町中佐治361番地12	
中山定住促進住宅		丹波市春日町中山599番地1					
白毫寺定住促進住宅		丹波市市島町白毫寺759番地		白毫寺定住促進住宅		丹波市市島町白毫寺759番地	
上新庄定住促進住宅		丹波市氷上町上新庄294番地1		上新庄定住促進住宅		丹波市氷上町上新庄294番地1	
別表2（第14条関係）				別表2（第14条関係）			
名称	設置年度	戸数	家賃月額	名称	設置年度	戸数	家賃月額
応相寺定住促進住宅	平成28年度	1戸	50,000円	応相寺定住促進住宅	平成28年度	1戸	50,000円
中山定住促進住宅	平成28年度	1戸	50,000円				
白毫寺定住促進住宅	平成28年度	1戸	50,000円	白毫寺定住促進住宅	平成28年度	1戸	50,000円
上新庄定住促進住宅	平成29年度	1戸	50,000円	上新庄定住促進住宅	平成29年度	1戸	50,000円

議案第15号

山垣辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画
の策定について

1 提案の趣旨

令和5年度に丹波市立青垣いきものふれあいの里のエレベーター改修工事を実施することに伴い、施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため、辺地に係る総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、提案するものである。

2 施設名 丹波市立青垣いきものふれあいの里

3 所在地 丹波市青垣町山垣2115番地6

4 整備計画

- | | |
|-------------|------------|
| (1) 事業期間 | 令和5年度（1年間） |
| (2) 事業費 | 17,000千円 |
| (3) 辺地対策事業債 | 17,000千円 |

【辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 抜粋】

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2 総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 整備しようとする公共的施設
- (2) 整備の方法
- (3) 整備に要する経費とその財源内訳

3 総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 整備を必要とする辺地の事情
- (2) その他総務省令で定める事項

4～8 略



議案第16号

丹波市職員の給与に関する条例及び丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

職員の勤務1時間当たりの給与額等の算出方法について、労働基準法（昭和22年法律第49号）に準拠する必要があるため、提案するものである。

2 改正の概要

職員の勤務1時間当たりの給与額等の計算に用いる年間の総勤務時間（分母）について、国民の祝日、年末年始等の所定休日を考慮して算出する。

(1) 常勤の職員（1週間の勤務時間が38時間45分）

- ア 常時勤務を要する職を占める職員
- イ 常勤で勤務する任期付職員
- ウ フルタイム会計年度任用職員

(2) 常勤以外の職員（1週間の勤務時間が38時間45分未満）

- ア 育児短時間勤務職員
- イ 再任用短時間勤務職員
- ウ 任期付短時間勤務職員
- エ パートタイム会計年度任用職員 ※月額で報酬を定める者に限る

(常勤の職員の場合の算出方法)

現行	$\frac{\text{給料月額} \times 12\text{月}}{38\text{時間}45\text{分} \times 50\text{週}}$
改正案	$\frac{\text{給料月額} \times 12\text{月}}{38\text{時間}45\text{分} \times 52\text{週} - 7\text{時間}45\text{分} \times 1\text{年間の休日数}}$

1年間の休日数＝国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日のうち、土曜日を除いた日数に、年末年始（6日）のうち、元日及び土曜日・日曜日を除いた日数を加えた日数

3 改正する条例

- (1) 丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）
- (2) 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）

4 施行日

令和5年4月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市職員の給与に関する条例（平成16年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年11月1日</p> <p style="text-align: right;">条例第47号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第34号 （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第27条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもの</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____で除して得た額とする。</p>	<p>○丹波市職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年11月1日</p> <p style="text-align: right;">条例第47号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第34号 （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第27条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数（勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた者にあつては、当該乗じて得た数に、その者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額とする。</p>

丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>令和元年9月30日 条例第12号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第33号 （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第15条 第9条において準用する給与条例第24条、第10条において準用する給与条例第25条及び第11条並びに次条において準用する給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に<u>50</u>を乗じたもの</p> <p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>_____で除して得た額とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの報酬額の算出）</p> <p>第24条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に<u>50</u>を乗じたもの</p> <p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p>_____で除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p>	<p>○丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>令和元年9月30日 条例第12号</p> <p>最終改正 令和4年12月26日条例第33号 （勤務1時間当たりの給与額の算出）</p> <p>第15条 第9条において準用する給与条例第24条、第10条において準用する給与条例第25条及び第11条並びに次条において準用する給与条例第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に<u>52</u>を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この項において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数（勤務時間条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員にあっては、当該乗じて得た数に、同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数）を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>（勤務1時間当たりの報酬額の算出）</p> <p>第24条 第19条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に<u>52</u>を乗じて得た数から4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。以下この号において同じ。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た数に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た数を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額</p>

<p>(3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額</p> <p>2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 前項第1号の規定により計算して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額</p>	<p>(3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額</p> <p>2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 前項第1号の規定により計算して得た額</p> <p>(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額</p>
--	--

議案第17号

権利の放棄について

1 提案の趣旨

旧青垣町において貸し付けた住宅新築資金貸付金及びその利息について、これらの支払請求権を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、提案するものである。

2 債権の名称

住宅新築資金貸付金

3 債権の額

4,487,276円

[内訳]

- ① 償還計画額 5,721,900円
- ② 償還済額 1,234,624円
- ③ 未償還額 4,487,276円 (①－②)

4 貸付契約の内容

- (1) 貸付金額 4,500,000円
- (2) 契約日 昭和54年3月1日
- (3) 利率 年2%
- (4) 償還期限 平成16年3月31日
- (5) 償還方法 元利均等償還 300回分割

5 放棄する理由

主債務者の自己破産による免責許可が決定し、また、連帯保証人は時効期間が経過し、死亡していることから、債権を回収することが困難であるため。

[経緯]

- 昭和59年9月27日 主債務者が破産手続開始の決定を受ける。
- 昭和59年11月9日 旧青垣町の申立てにより、連帯保証人に対する支払督促が発付される。
- 平成3年9月6日 主債務者が破産手続終結の決定を受ける。
- 平成4年10月6日 主債務者が免責許可の決定を受ける。
- 平成13年9月7日 連帯保証人に対する債権の時効期間が経過する。
- 平成18年5月4日 主債務者が死亡する。
- 平成21年11月17日 連帯保証人が死亡する。

【地方自治法 抜粋】

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(11)～(15) 略

2 略

議案第18号

丹波市営自転車等駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和5年4月に丹波市立山南中学校が開校することを契機として、自転車等の利用者の利便性の向上及び良好な生活環境の確保を図るため、和田地区のバス停付近に駐輪場を新設することに伴い、提案するものである。

2 改正の概要

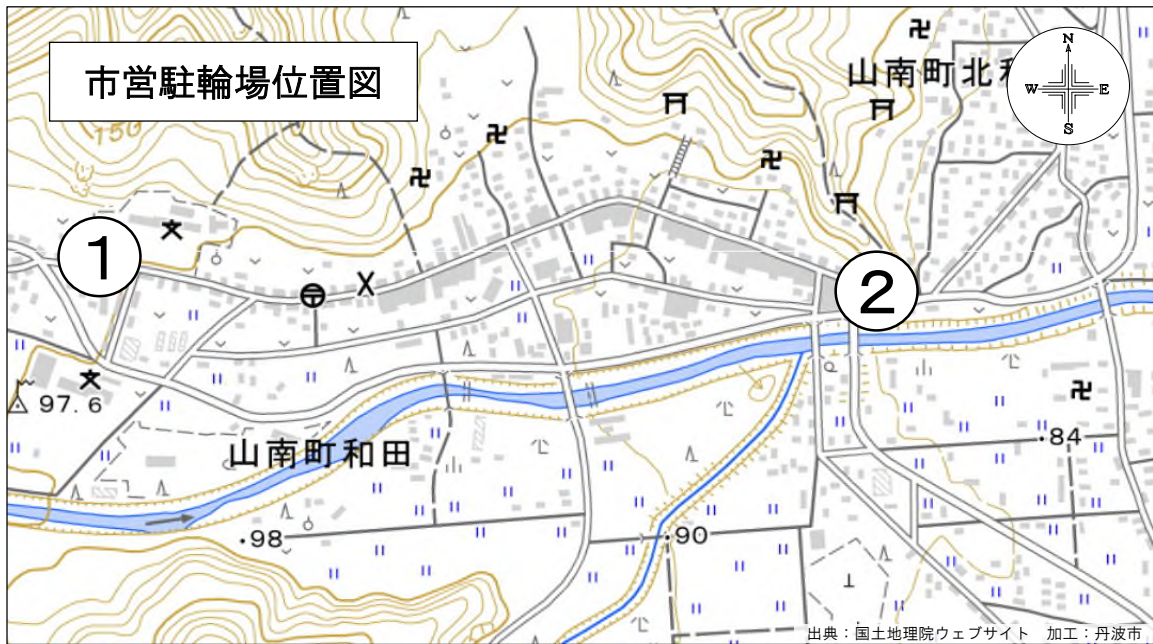
別表に「丹波市営和田小学校前バス停駐輪場」及び「丹波市営和田下町バス停駐輪場」を加える。

3 施行日

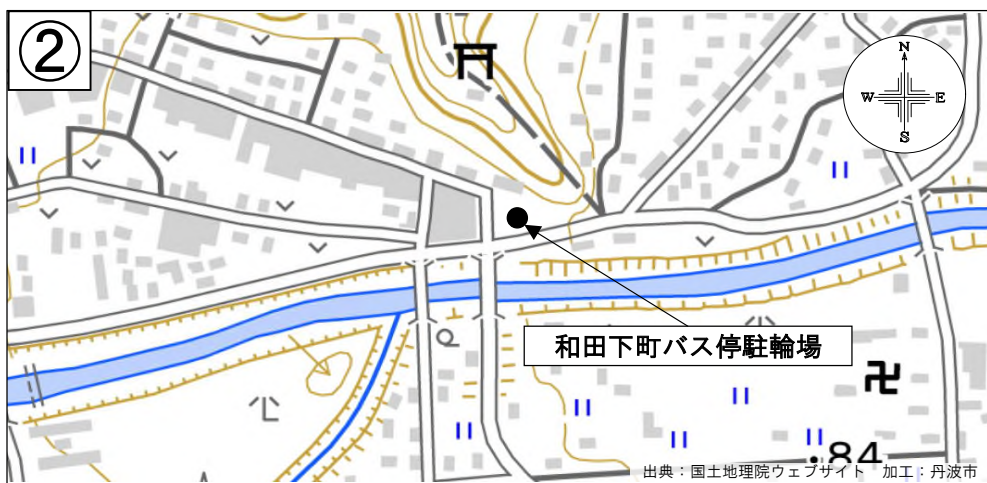
令和5年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり



名称：丹波市営和田小学校前バス停駐輪場
 位置：丹波市山南町小野尻312番地 5



名称：丹波市営和田下町バス停駐輪場
 位置：丹波市山南町和田1194番地 4

丹波市営自転車等駐輪場条例（平成16年丹波市条例第206号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
○丹波市営自転車等駐輪場条例 平成16年11月1日 条例第206号 最終改正 平成24年6月22日条例第26号 別表（第2条関係）		○丹波市営自転車等駐輪場条例 平成16年11月1日 条例第206号 最終改正 平成24年6月22日条例第26号 別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
丹波市営柏原駅前駐輪場	丹波市柏原町柏原1146番地 6	丹波市営柏原駅前駐輪場	丹波市柏原町柏原1146番地 6
丹波市営石生駅西側駐輪場	丹波市氷上町石生2705番地	丹波市営石生駅西側駐輪場	丹波市氷上町石生2705番地
丹波市営黒井駅北駐輪場	丹波市春日町黒井1515番地 1	丹波市営黒井駅北駐輪場	丹波市春日町黒井1515番地 1
丹波市営黒井駅前駐輪場	丹波市春日町黒井1519番地 16	丹波市営黒井駅前駐輪場	丹波市春日町黒井1519番地 16
丹波市営谷川駅前駐輪場	丹波市山南町池谷112番地1 1	丹波市営谷川駅前駐輪場	丹波市山南町池谷112番地1 1
丹波市営下滝駅前駐輪場	丹波市山南町下滝118番地 4	丹波市営下滝駅前駐輪場	丹波市山南町下滝118番地 4
		丹波市営和田小学校前バス 停駐輪場	丹波市山南町小野尻312番 地5
		丹波市営和田下町バス停 駐輪場	丹波市山南町和田1194番地 4
丹波市営市島駅前駐輪場	丹波市市島町市島117番地4 8	丹波市営市島駅前駐輪場	丹波市市島町市島117番地4 8
丹波市営丹波竹田駅前駐 輪場	丹波市市島町中竹田1510番 地16	丹波市営丹波竹田駅前駐 輪場	丹波市市島町中竹田1510番 地16

議案第19号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

令和5年度国民健康保険税の賦課割合及び税率等について丹波市国民健康保険運営協議会の答申を受けたことに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

国民健康保険の被保険者に係る所得割額の算定に用いる税率の改定

- (1) 基礎課税額の所得割 (8.00%→7.20%)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額の所得割 (2.55%→2.30%)
- (3) 介護納付金課税額の所得割 (2.75%→2.45%)

上段：(変更前)

下段：変更後

区分		基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
所得割		(8.00%) 7.20%	(2.55%) 2.30%	(2.75%) 2.45%
均等割額		27,100円	8,500円	11,800円
平等割額	特定世帯及び 特定継続世帯以外	20,600円	6,500円	6,100円
	特定世帯	10,300円	3,250円	
	特定継続世帯	15,450円	4,875円	
均等割額		18,970円	5,950円	8,260円
7割軽減	平等割額			
	特定世帯及び 特定継続世帯以外	14,420円	4,550円	4,270円
	特定世帯	7,210円	2,275円	
特定継続世帯		10,815円	3,413円	
均等割額		13,550円	4,250円	5,900円
5割軽減	平等割額			
	特定世帯及び 特定継続世帯以外	10,300円	3,250円	3,050円
	特定世帯	5,150円	1,625円	
特定継続世帯		7,725円	2,438円	
均等割額		5,420円	1,700円	2,360円
2割軽減	平等割額			
	特定世帯及び 特定継続世帯以外	4,120円	1,300円	1,220円
	特定世帯	2,060円	650円	
特定継続世帯		3,090円	975円	
均等割額		13,550円	4,250円	
未就学児童軽減	7割軽減 均等割額		4,065円	1,275円
	5割軽減 均等割額		6,775円	2,125円
	2割軽減 均等割額		10,840円	3,400円

- 3 施行日
令和5年4月1日
- 4 新旧対照表
別紙のとおり

丹波市国民健康保険税条例（平成17年丹波市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和4年3月11日条例第4号 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第26号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.55</u>を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.75</u>を乗じて算定する。</p>	<p>○丹波市国民健康保険税条例 平成17年6月3日 条例第48号 最終改正 令和4年3月11日条例第4号 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第26号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.20</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.30</u>を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.45</u>を乗じて算定する。</p>

議案第20号

丹波市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の施行に伴い、出産育児一時金の支給額が改定されることから、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

出産育児一時金の支給額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に引き上げる。

3 施行日

令和5年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市国民健康保険条例（平成16年丹波市条例第127号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市国民健康保険条例 平成16年11月1日 条例第127号 最終改正 令和3年12月24日条例第35号 (出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>	<p>○丹波市国民健康保険条例 平成16年11月1日 条例第127号 最終改正 令和3年12月24日条例第35号 (出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書の規定に該当する場合にあっては、規則で定めるところにより、これに3万円を限度として加算することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>

議案第21号

丹波市福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

0歳児から小学校3年生までを対象とした乳幼児等医療費助成制度について、自己負担額を無料とする期限を延長するとともに、子育て世代の経済的な負担の軽減を図り、更なる子育て施策を推進するため、所得制限を撤廃することにより対象者を拡充する。

また、本市が独自に期限を設け、所得基準を緩和している母子家庭等医療費助成制度について、引き続き、ひとり親家庭等を支援し、必要とする医療を安心して受けられるよう、期限を延長して実施するため、提案するものである。

2 改正の概要

(1) 乳幼児等医療費助成制度

ア 支給の特例について、令和6年6月30日までとしていた期限を令和8年6月30日まで延長する。

イ 令和5年7月1日から令和8年6月30日までの間において、所得制限を撤廃する。

(2) 母子家庭等医療費助成制度

ア 所得による支給要件の特例について、令和5年6月30日までとしていた期限を令和8年6月30日まで延長する。

(3) その他字句の修正

3 改正する条例

(1) 丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）

(2) 丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成26年丹波市条例第14号）

4 施行日

公布の日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市福祉医療費助成条例 平成16年11月1日 条例第106号 最終改正 令和3年6月25日条例第28号 附 則</p> <p>（支給の特例）</p> <p><u>5</u> 平成25年7月1日から令和6年6月30日までの間に支給する_____福祉医療費にあつては、第4条第1項第4号ア（ア）の規定にかかわらず、乳幼児等に係る福祉医療費の額は、被保険者等負担額に相当する額とする。</p>	<p>○丹波市福祉医療費助成条例 平成16年11月1日 条例第106号 最終改正 令和3年6月25日条例第28号 附 則</p> <p><u>（所得による支給要件の特例）</u></p> <p><u>5</u> <u>第3条第1項第3号の規定にかかわらず、令和5年7月1日から令和8年6月30日までの間は、乳幼児等が受けた医療に係る福祉医療費にあつては、幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その幼児等の生計を維持する者及び乳児保護者に支給するものとする。</u></p> <p>（支給の特例）</p> <p><u>6</u> 平成25年7月1日から令和8年6月30日までの間に受けた医療に係る福祉医療費にあつては、第4条第1項第4号ア（ア）の規定にかかわらず、乳幼児等に係る福祉医療費の額は、被保険者等負担額に相当する額とする。</p>

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成26年丹波市条例第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年3月10日 条例第14号</p> <p>附 則（平成26年3月10日条例第14号） （所得による支給要件の特例）</p> <p>3 新条例第3条第1項第4号の規定にかかわらず、平成26年7月1日から令和5年6月30日までの間は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児_____、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者（養育者がいない場合は当該遺児）の前年所得（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。）が児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満である者について支給するものとする。この場合において、母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持し、かつ、当該児童を現に監護する者とする。</p>	<p>○丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年3月10日 条例第14号</p> <p>附 則（平成26年3月10日条例第14号） （所得による支給要件の特例）</p> <p>3 新条例第3条第1項第4号の規定にかかわらず、平成26年7月1日から令和8年6月30日までの間は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに遺児が受けた医療に係る福祉医療費にあつては、母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者（養育者がいない場合は当該遺児）の前年所得（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。）が児童扶養手当法第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未満である者について支給するものとする。この場合において、母子家庭の母及び父子家庭の父が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその児童並びに父子家庭の父及びその児童の生計を維持し、かつ、当該児童を現に監護する者とする。</p>

議案第22号

丹波市交通安全基金条例を廃止する条例の制定について

1 提案の趣旨

丹波市交通安全基金は、交通事故のない地域社会の実現を目指し、交通事故防止のための安全活動の推進に係る経費の財源に充てるため、平成20年10月に丹波市立春日自動車教習所が民営化されたことに伴い、丹波市自動車教習所特別会計余剰金の一部を一般会計に繰り入れ設置した基金である。平成21年度に基金を設置して以来、交通安全教室や高齢者運転免許自主返納支援事業などを実施してきたが、令和4年度末をもって当該基金に係る資金を全額使用することから、基金を廃止するため、提案するものである。

2 施行日

令和5年4月1日

議案第23号

児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の見直しに伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号・第175号）が令和5年4月から施行されることに伴い、市が定める児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 安全計画の策定等の義務化
- (2) 自動車を運行する場合の所在確認の義務化
- (3) 保育所等における保育と児童発達支援における支援を一体的に実施すること（インクルーシブ保育）を可能とするための設備・人員基準の緩和
- (4) 業務継続計画の策定等の努力義務化
- (5) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化
- (6) その他字句の修正

3 改正する条例

- (1) 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）
- (2) 丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第47号）

4 施行日

令和5年4月1日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第45号 最終改正 令和4年3月11日条例第6号 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>○丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第45号 最終改正 令和4年3月11日条例第6号 (保育所等との連携)</p> <p>第7条 事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所等ごとに、当該事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及</u></p>

び訓練その他事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（衛生管理等）

第15条 事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者等は、事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければ

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 事業者等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（衛生管理等）

第15条 事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業者等は、事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

3 事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければ

ならない。

- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

ならない。

- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第47号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第47号</p> <p>最終改正 平成30年12月25日条例第67号</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 事業者は、利用者の使用する設備、食器等又</p>	<p>○丹波市アフタースクールの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第47号</p> <p>最終改正 平成30年12月25日条例第67号</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p><u>第7条の2 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第7条の3 事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p><u>第13条の2 事業者は、事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 事業者は、利用者の使用する設備、食器等又</p>

<p>は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <hr/> <p>_____よう努めなければならない。</p> <p>3 事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p>
--	---

議案第24号

懲戒権に関する規定の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について

1 提案の趣旨

民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の一部の規定が施行され、児童虐待の防止等を図る観点から、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除され、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務が定められた。

また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の懲戒権に関する規定についても同種の改正が行われた。

このことから、これらの法改正の趣旨に即した内容に改めるため、提案するものである。

2 改正の概要

懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除し、入所児童の監護及び教育に関し必要な措置を採る場合における人格を尊重する義務を定める。

3 改正する条例

(1) 丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年丹波市条例第45号)

(2) 丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第46号）

4 施行日

公布の日

5 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年丹波市条例第45号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月17日 条例第45号 最終改正 令和4年3月11日条例第6号 <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p>第14条 事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒_____に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない</u></p> <p>_____。</p>	<p>○丹波市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月17日 条例第45号 最終改正 令和4年3月11日条例第6号 <u>（監護及び教育における人格尊重義務）</u></p> <p>第14条 事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により<u>監護及び教育</u>に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>利用乳幼児の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達</u><u>の程度に配慮し、かつ、体罰その他の利用乳幼児の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</u></p>

丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(平成26年丹波市条例第46号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第46号</p> <p>最終改正 令和4年3月11日条例第7号 <u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない</u></p>	<p>○丹波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</p> <p>平成26年10月17日 条例第46号</p> <p>最終改正 令和4年3月11日条例第7号 <u>(監護及び教育における人格尊重義務)</u></p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により監護及び教育に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、<u>教育・保育給付認定子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮し、かつ、体罰その他の教育・保育給付認定子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</u></p>

議案第25号

丹波市立農の学校に係る指定管理者の指定について

1 提案の趣旨

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）第3条の規定により、提案するものである。

2 施設の名称等

名 称 丹波市立農の学校
位 置 丹波市市島町上田1134番地

3 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 マイファーム
代表者 代表取締役 西辻 一真
所在地 京都府京都市下京区東塩小路町607番地 辰巳ビル1階

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 指定管理者の選定理由

丹波市立農の学校は、新規就農を目指す者が、農業栽培技術、農業経営及び農村文化を学び、実践できる研修施設として、将来の丹波市農業・農村の担い手を育成するために設置した施設である。

株式会社マイファームは、体験農園や農業学校の運営、農産物の生産等に取り組む会社であり、当該施設の設置目的に即した効果的かつ効率的な施設の管理及び運営が見込めることから、指定管理者の候補者として選定した。

6 指定管理協定内容（主要項目抜粋）

(1) 業務の範囲

- ア 施設の維持管理に関する業務
- イ 講座の企画及び実施に関する業務
- ウ 受講料に関する業務
- エ 受講者の募集及び選考に関する業務
- オ 広報に関する業務
- カ 農地等の維持管理に関する業務
- キ 就農相談に関する業務
- ク 上記に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が必要と認める業務

(2) 指定管理料

別途、年度協定によって定める。

(3) 受講料の決定

受講料は、丹波市立農の学校条例（平成29年丹波市条例第27号）に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、別に定める。

(4) 指定の取消し等

ア 市長は、指定管理者が本協定に定める規定に違反したとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

イ 規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

7 指定管理料

指定管理料は、次の表に掲げる額を限度とする。

(単位：千円)

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
指定管理料	21,900	21,900	20,900	20,900	20,900	106,500

【地方自治法 抜粋】

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

【丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例 抜粋】

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 申請に係る事業計画による公の施設の運営が、住民の平等利用の確保等に寄与するものであること。

(2) 申請に係る事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 公の施設の管理運営を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

議案第26号

丹波市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

公共下水道の利用に関しては、下水道法（昭和33年法律第79号）第11条において、一定の条件により土地の所有者等の同意を得ることなく、他人の土地に排水設備を設置することができる。この場合においては、利害関係人はこれを受忍する義務が課せられるため、同意までは求めている。一方で、本市においては、利害関係人の同意を求めていることから、同法の範囲内での規定とするため、提案するものである。

2 改正の概要

下水道法第11条に該当する場合における利害関係人の同意書の提出に関する規定を削除する。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【下水道法 抜粋】

（排水に関する受忍義務等）

第11条 前条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

2 略

3 第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第2項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 略

丹波市下水道条例（平成16年丹波市条例第210号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市下水道条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年11月1日 条例第210号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和3年3月9日条例第16号</p> <p>（排水設備等の計画の確認）</p> <p>第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水設備（以下これを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ管理者に申請し、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による確認を受けた者がその確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、あらかじめその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。</p> <p><u>3 法第11条に該当する場合は、あらかじめ利害関係人の同意書を提出しなければならない。</u></p>	<p>○丹波市下水道条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年11月1日 条例第210号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和3年3月9日条例第16号</p> <p>（排水設備等の計画の確認）</p> <p>第5条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水設備（以下これを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ管理者に申請し、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、確認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による確認を受けた者がその確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、あらかじめその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。</p>

議案第27号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

下水道施設の統廃合事業の実施に伴い、農業集落排水施設である美和東浄化センターの各処理区域を、特定環境保全公共下水道の吉見処理区に統合することから、所要の改正を行うため、提案するものである。

2 改正の概要

別表第1及び別表第2の美和東浄化センターを削る。

3 施行日

令和5年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例（平成16年丹波市条例第212号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
○丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例 平成16年11月1日 条例第212号 最終改正 令和4年3月11日条例第11号				○丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例 平成16年11月1日 条例第212号 最終改正 令和4年3月11日条例第11号			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
排水施設	処理施設		処理区域	排水施設	処理施設		処理区域
	名称	位置			名称	位置	
コミュニティ・プラント施設	氷の川第1浄化センター	丹波市氷上町鴨内741番地	日比宇、鴨内	コミュニティ・プラント施設	氷の川第1浄化センター	丹波市氷上町鴨内741番地	日比宇、鴨内
コミュニティ・プラント施設	氷の川第2浄化センター	丹波市氷上町井中237番地2	北御油、南御油、井中	コミュニティ・プラント施設	氷の川第2浄化センター	丹波市氷上町井中237番地2	北御油、南御油、井中
農業集落排水施設	氷上西浄化センター	丹波市氷上町下新庄684番地2	下新庄、上新庄、清住、中、三方、中野、三原、大谷、長野、柿柴、柿柴東	農業集落排水施設	氷上西浄化センター	丹波市氷上町下新庄684番地2	下新庄、上新庄、清住、中、三方、中野、三原、大谷、長野、柿柴、柿柴東
農業集落排水施設	氷の川第3浄化センター	丹波市氷上町朝阪208番地1	朝阪、小野、福田	農業集落排水施設	氷の川第3浄化センター	丹波市氷上町朝阪208番地1	朝阪、小野、福田
農業集落排水施設	棚原浄化センター	丹波市春日町棚原1228番地	棚原	農業集落排水施設	棚原浄化センター	丹波市春日町棚原1228番地	棚原
農業集落排水施設	野上野浄化センター	丹波市春日町野上野1418番地	野上野	農業集落排水施設	野上野浄化センター	丹波市春日町野上野1418番地	野上野
農業集落排水施設	春日部北浄化センター	丹波市春日町多利721番地	多利、小多利、池尾	農業集落排水施設	春日部北浄化センター	丹波市春日町多利721番地	多利、小多利、池尾
農業集落排水施設	国領中央浄化センター	丹波市春日町柚津1040番地1	東中、国領、柚津	農業集落排水施設	国領中央浄化センター	丹波市春日町柚津1040番地1	東中、国領、柚津
農業集落排水施設	大路浄化センター	丹波市春日町中山568番地1	中山、松森、広瀬、栢野、野瀬、上三井庄、下三井庄、鹿場	農業集落排水施設	大路浄化センター	丹波市春日町中山568番地1	中山、松森、広瀬、栢野、野瀬、上三井庄、下三井庄、鹿場
農業集落排水施設	春日部西浄化センター	丹波市春日町多田1158番地	多田、七日市	農業集落排水施設	春日部西浄化センター	丹波市春日町多田1158番地	多田、七日市
農業集落排水施設	草部浄化センター	丹波市山南町草部4番地	草部、北和田の一部	農業集落排水施設	草部浄化センター	丹波市山南町草部4番地	草部、北和田の一部
農業集落排水施設	南中浄化センター	丹波市山南町南中109番地8	南中	農業集落排水施設	南中浄化センター	丹波市山南町南中109番地8	南中
農業集落排水施設	和田南浄化センター	丹波市山南町梶36番地1	梶、前川、小新屋、金倉、和田の一部、北和田の一部	農業集落排水施設	和田南浄化センター	丹波市山南町梶36番地1	梶、前川、小新屋、金倉、和田の一部、北和田の一部
農業集落排水施設	太田久下浄化センター	丹波市山南町金屋716番地	太田、大河、池谷、長野、玉巻、	農業集落排水施設	太田久下浄化センター	丹波市山南町金屋716番地	太田、大河、池谷、長野、玉巻、

			岡本、金屋、大谷、松ヶ端
農業集落排水施設	和田西浄化センター	丹波市山南町小野尻618番地2	富田、小野尻、小畑、西谷、山本、五ヶ野、坂尻
農業集落排水施設	川東浄化センター	丹波市市島町下竹田1966番地2	石原、森、表与戸
農業集落排水施設	美和西浄化センター	丹波市市島町与戸2553番地	戸坂、白毫寺、与戸
農業集落排水施設	鴨庄浄化センター	丹波市市島町南322番地	南、喜多、上牧
農業集落排水施設	前山浄化センター	丹波市市島町下鴨阪1番地	徳尾、大杉、谷上、鴨阪、尾端、下鴨阪
農業集落排水施設	美和東浄化センター	丹波市市島町勅使1149番地	酒梨、勅使、城ヶ花

別表第2 (第13条関係)

(消費税相当額を除く。)

処理施設の名称	基本料金(1カ月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
	基本水量	金額(円)	使用水量	金額(円)
氷の川第1浄化センター	5立方メートル以下	2,100	5立方メートル以下	115
氷の川第2浄化センター			5立方メートルを超え10立方メートル以下の分	120
氷上西浄化センター			10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	
氷の川第3浄化センター			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	185
棚原浄化センター			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	
野上野浄化センター				
春日部北浄化センター				
国領中央浄化センター				
大路浄化センター				
春日部西浄化センター				
草部浄化センター				
南中浄化センター				
和田南浄化センター				
太田久下浄化センター				
和田西浄化センター				
川東浄化センター				
美和西浄化センター				

			岡本、金屋、大谷、松ヶ端
農業集落排水施設	和田西浄化センター	丹波市山南町小野尻618番地2	富田、小野尻、小畑、西谷、山本、五ヶ野、坂尻
農業集落排水施設	川東浄化センター	丹波市市島町下竹田1966番地2	石原、森、表与戸
農業集落排水施設	美和西浄化センター	丹波市市島町与戸2553番地	戸坂、白毫寺、与戸
農業集落排水施設	鴨庄浄化センター	丹波市市島町南322番地	南、喜多、上牧
農業集落排水施設	前山浄化センター	丹波市市島町下鴨阪1番地	徳尾、大杉、谷上、鴨阪、尾端、下鴨阪

別表第2 (第13条関係)

(消費税相当額を除く。)

処理施設の名称	基本料金(1カ月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)	
	基本水量	金額(円)	使用水量	金額(円)
氷の川第1浄化センター	5立方メートル以下	2,100	5立方メートル以下	115
氷の川第2浄化センター			5立方メートルを超え10立方メートル以下の分	120
氷上西浄化センター			10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	
氷の川第3浄化センター			20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	185
棚原浄化センター			30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	
野上野浄化センター				
春日部北浄化センター				
国領中央浄化センター				
大路浄化センター				
春日部西浄化センター				
草部浄化センター				
南中浄化センター				
和田南浄化センター				
太田久下浄化センター				
和田西浄化センター				
川東浄化センター				
美和西浄化センター				

一 鴨庄浄化センター 前山浄化センター 美和東浄化センタ 一		50立方 メート ルを超 え80立 方メー トル以 下の分	205	一 鴨庄浄化センター 前山浄化センター 一		50立方 メート ルを超 え80立 方メー トル以 下の分	205
		80立方 メート ルを超 える分	215			80立方 メート ルを超 える分	215